

心のチャンピオン

重点目標「思いをもち 挑戦しよう」

小笠東小学校
学校だより 7月号
令和7年7月1日



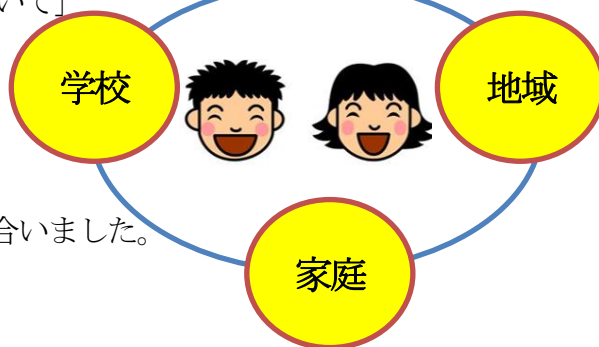
←東小ニュースも
見てください

子供たちの健やかな成長のために

先日、菊川市校長会が行われ、「学校・教職員の義務について」の指示がありました。

また、岳洋学舎運営協議会では、「家庭・地域・学校で子供を育てる」ことについて、運営協議会委員の皆様と話し合いました。
大切なことなので、保護者の皆様にお伝えします。

子供たちの健やかな成長のために



1 虐待対応について

(1) 学校・教職員の義務

- ア 虐待の早期発見に努めること（努力義務）【第5条第1項】
- イ 虐待を受けたと思われる子供について、市町村（虐待対応担当課）や児童相談所等へ通告すること（義務）【第6条】
- ウ 虐待の予防・防止や虐待を受けた子供の保護・自立支援に関し、関係機関への協力を行うこと（努力義務）【第5条第2項】
- エ 虐待防止のための子供等への教育に努めること（努力義務）【第5条第5項】児童虐待の防止等に関する法律 2000.11

(2) 通告の判断に当たって

- ア 確証がなくても通告すること
- イ 虐待の有無を判断するのは児童相談所等の専門機関であること
- ウ 保護者との関係よりも子供の安全を優先すること
- エ 通告は守秘義務違反に当たらないこと

(3) 学校が通告する虐待について

ア 身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など

イ 性的虐待

子供への性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など

ウ ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など

エ 心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子供の目の前で家族に対して暴力をふるう（面前DV） など

子育てにおいて、しつけなのか虐待（体罰）なのか迷うことがあるかもしれません。ただ1つ言えることは、しつけと虐待（体罰）は違うということです。しつけは、子供が自分で考え伝え、自立できるように支えていく行為ですが、体罰や暴言は、子供の身体や心を傷つける行為です。どれだけ子供のことを思っていると主張しても、子供の心や体を傷付ける教え方はしつけとは言えません。子供が自分で社会生活を送れるように導くことがしつけです。

我々教職員は、子供たちの命と安全を一番に考え、子供たちに虐待と思われるようなサイン（子供たちからの訴え、傷跡）などが見られた場合は、菊川市教育委員会及び関係機関に報告【通告】することに御理解願います。

2 地域で子供を育てるについて

東小地域は、子供たちが参加できる行事・催し物（祭り・防災訓練・地区センター祭り・くすりん納涼祭など）が多く計画されています。また、子供たちの安全な登下校に取り組んでくださるスクールガードの皆様、学習からの要望で、授業支援をしてくださる方が多くいらっしゃる素晴らしい地域です。岳洋学舎運営委員の多くの方から、是非、地域で子供を育てていきたいと、ありがたいお言葉をいただきました。

この子供たちが、未来の東小地域、菊川市を支えるようになります。行事や催し物等を通し、子供たちの健やかな成長に御協力をお願いします。

※日々の子供たちの取組は、東小ニュースに掲載しています。動画も掲載しています。

掲載する写真の容量が大きいため、1週間程度で記事は削除しています。是非、毎日御覧ください。

東小ニュースを親子で御覧ください。御実家・親戚等の皆様にもお伝えください。